

守口市と枚方信用金庫との連携に関する包括協定書

守口市と枚方信用金庫は、互いの持つ知恵、情報および技術の共有による相乗効果を発揮することで、守口市の市民サービスの向上及び地域経済の好循環を図り、相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、守口市と枚方信用金庫が包括的な連携のもと、交流・定住人口の増加、地域産業の活性化、および都市の魅力向上等に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 守口市と枚方信用金庫は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し、協力する。

- (1) 家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成
- (2) つながりとふれあいの推進
- (3) 生涯を通じた健康づくり
- (4) 社会福祉の充実
- (5) 魅力ある都市空間の形成と維持
- (6) 利便性の高い道路交通ネットワークの充実
- (7) 都市型産業の活性化
- (8) 潤いのある快適な生活空間づくり
- (9) 環境に配慮した市民生活の実現
- (10) 安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備
- (11) その他、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(具体的な取組みの内容および実施方法)

第3条 前条に定める連携協力事項を効果的に実施するため、守口市は企画主管課を、枚方信用金庫は地方創生推進室を窓口として、具体的な取組みの内容および実施方法について、相互が定期的に協議し、定めるものとする。

(情報の共有)

第4条 守口市と枚方信用金庫は、連携協力事項の実施にあたり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

(協定内容の見直し)

第5条 守口市または枚方信用金庫のいずれかが、協定内容の見直しを申し出たときは、その都度協議の上、必要な見直しを行うものとする。

(協定書の有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結日より1年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、守口市または枚方信用金庫のいずれからも更新をしない旨の申し出がない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的な事項およびその他必要な事項については、守口市と枚方信用金庫が協議して別に定める。

この協定の締結の証として本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成28年11月14日

大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
大阪府 守口市
守口市長

大阪府枚方市岡東町14番36号
枚方信用金庫
理事長

(白署)

(白署)